

滋賀県流水占用料等徴収条例新旧対照表

旧					新						
本則・付則 省略					本則・付則 省略						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
1 省略					1 省略						
2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）					2 流水占用料（発電の用に供するものを除く。）						
区分		単位		額	区分		単位		額		
		数量	期間				数量	期間			
鉱工業の用に供する場合		許可使用水量1リットル	1年	円	鉱工業の用に供する場合		許可使用水量1リットル	1年	円		
合		毎秒		5,460	合		毎秒		5,520		
養漁の用に供する場合		同	同	1,210	養漁の用に供する場合		同	同	1,220		
その他の用に供する場合		同	同	4,040	その他の用に供する場合		同	同	4,090		
合					合						
注 省略					注 省略						
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）						
土地占用料					土地占用料						
区分		単位		額		区分		単位		額	
		数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合			数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合
1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占用面積 1平方メ ートル	1年	円 970	円 720	1	店舗（住宅を兼ねるものを含む。）、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占用面積 1平方メ ートル	1年	円 1,010	円 720
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	820	580	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	860	580
3	通路および通路橋（以下「通	同	同	510	410	3	通路および通路橋（以下「通	同	同	530	410

	路等」という。)				
4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設	同	同	970	720
5	係船場	同	同	970	720
6	仮設の店舗	同	1日	440	260
7	農用地	同	1年	16	9
8	漁業施設 ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	15	15
	イ ア以外の区画漁業の 用に供する施設	同	同	4	4
	ウ えり漁業および漬柴 漁業の用に供する施設	同	同	6	6
	エ 養漁池	同	同	49	49
	オ やな漁業の用に供す る施設	同	同	49	49
9	電柱、支柱および支線ならび に信号標	1本	同	1,020	770
10	鉄塔	占用面積 1平方メ ートル	同	970	720
11	埋設管類および架設管	外径0.2メー トル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100 70

	路等」という。)				
4	栈橋（浮栈橋を含む。）および揚陸施設	同	同	1,010	720
5	係船場	同	同	1,010	720
6	仮設の店舗	同	1日	460	260
7	農用地	同	1年	17	9
8	漁業施設 ア 小割式網生簀養殖場 および真珠養殖場	同	同	16	16
	イ ア以外の区画漁業の 用に供する施設	同	同	4	4
	ウ えり漁業および漬柴 漁業の用に供する施設	同	同	6	6
	エ 養漁池	同	同	51	51
	オ やな漁業の用に供す る施設	同	同	51	51
9	電柱、支柱および支線ならび に信号標	1本	同	1,060	770
10	鉄塔	占用面積 1平方メ ートル	同	1,010	720
11	埋設管類および架設管	外径0.2メー トル未満のもの	占用物件 の長さ1	同	100 70

	類（開渠の水 路等を含 む。）	外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のも の	メートル		<u>150</u>	110
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のも の			<u>310</u>	210
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>610</u>	420
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同		<u>3,890</u>	<u>2,210</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月		<u>1,430</u>	<u>1,430</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年		<u>870</u>	580
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日		<u>11,200</u>	<u>11,200</u>
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年		<u>360</u>	<u>360</u>
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同		<u>500</u>	410

注 省略

	類（開渠の水 路等を含 む。）	外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のも の	メートル		<u>160</u>	110
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のも の			<u>320</u>	210
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>640</u>	420
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同		<u>3,940</u>	<u>2,240</u>
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月		<u>1,490</u>	<u>1,490</u>
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年		<u>910</u>	580
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日		<u>11,670</u>	<u>11,670</u>
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年		<u>380</u>	<u>380</u>
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同		<u>520</u>	410

注 省略

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額	
土砂	1立方メートル	180円	
砂	同	270円	
砂利	同	330円	
石	栗石	同	370円
	転石	1個	180円に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに39円を加えた額
	庭石	同	5,040円に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに550円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円	
芝草	同	39円	
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円	
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額	
竹	束の外周の長さ 1メートル		

注 省略

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額	
土砂	1立方メートル	190円	
砂	同	280円	
砂利	同	350円	
石	栗石	同	390円
	転石	1個	190円に控長30センチメートルから控長10センチメートル増すごとに41円を加えた額
	庭石	同	5,290円に控長80センチメートルから控長10センチメートル増すごとに580円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円	
芝草	同	41円	
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円	
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額	
竹	束の外周の長さ 1メートル		

注 省略